

警報等発令時の対応について

※ 平成22年5月27日より、気象庁の発表する警報等の地域区分が変更になりました。それに伴い、本校の緊急時の対応も変更しました。

1. 台風時における生徒の登校に関する規定

生徒の登校する以前に、本校所在地*あるいは各自の居住地区に**暴風警報**が発令された場合は下記のように扱う。(本校所在地* = 「刈谷市」、広域で「西三河南部」と報道された場合も含む)

- (1) 始業時刻2時間前(6時50分)までに警報が解除された場合は平常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前(6時50分)より、午前11時までの段階で警報が解除された場合は解除後2時間を経てから当日の授業を始める。
- (3) 午前11時を過ぎた後は、警報が解除されてもされなくても、午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を中止する。
- (4) 交通機関の途絶、道路の冠水・河川の増水等により登校が不可能もしくは危険な場合は登校しなくてよい。

名古屋地方気象台のホームページ：<http://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

2. 東海地震に関する規定

東海地震注意報が発令され、または警戒宣言が発令(東海地震予知情報が発表)された場合は、授業は行なわない。

- (1) 生徒が在校中の場合は授業、学校行事等を直ちに打ち切り、安全な場所に避難して、人員の確認後すみやかに生徒は帰宅する。
- (2) 生徒が登校下校中の場合
登下校中に判定会の招集の情報を知らされた時は、すみやかに帰宅する。ただし、状況によっては学校または最寄りの避難地に避難する。
- (3) 生徒が在宅中の場合
休校として生徒は登校しない。
- (4) (1)、(2)の場合、帰宅後ただちに災害用伝言ダイヤル等で帰着連絡をする。

※ その他の詳しいことは、生徒手帳を参照してください。